

区内保育施設

在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区 保育部長 知久 孝之

令和3年2月8日以降の保育の対応について

日頃から世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

区では、1月8日（金）に「国の緊急事態宣言を受けての保育施設の運営について」を出させていただき、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月7日（日）までの登園自粛の協力をお願いしているところです。この間、感染症対策をはじめ、登園を控える等ご協力いただき、誠にありがとうございます。

2月2日（火）に国は、緊急事態宣言を3月7日（日）まで延長することを発表しました。区内においても、保育施設の感染状況は、1月に入りさらに拡大し、1月28日時点で57施設で陽性者が発生し、これまで8園が臨時休園しております。

このように依然、保育施設での感染報告が続いていることを踏まえまして、区としては、緊急事態宣言の延長期間である3月7日（日）まで、引き続き、保護者の皆様には可能な範囲で登園自粛の協力のお願いをすることとしました。詳細につきましては、以下、保育所等の運営の考え方をご覧ください。

なお、この通知文に記載の取り扱いについては、現時点のものです。今後の状況によっては変更することもございます。

記

1 保育所等運営の考え方

新型コロナウイルス感染症拡大の防止のために、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び今後、就業先との調整がつき仕事を休める方につきましては、登園の自粛や保育時間短縮のご協力をお願いいたします。また、在宅で勤務されている方や認定こども園幼稚園卒の方につきましても、登園日数を減らしていただくことや保育時間の短縮など、可能な範囲でのご協力をお願いいたします。そのうえで、保育が必要な方には、通常と同様に保育の提供を行ってまいります。

※今回の登園自粛の協力のお願いについては、保護者の方の判断において、登園を控えたり、保育時間の短縮など可能な範囲でご協力をお願いするものです。

登園自粛のご協力のお願いにあたりましては、引き続き、期間中の保育料等の日割り計算を実施いたします。

(登園自粛協力のお願いの対象施設)

区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園、認証保育所、保育室、保育ママ

2 適用期間

緊急事態宣言の期間延長に合わせて、3月7日(日)までを適用期間とします。なお、3月7日以前に区内保育施設における感染状況の改善が確認できた場合は、その時点で、登園自粛の協力のお願いを終了する場合があります。また、就業先と調整される間は、保育を継続いたします。

3 保育所等の運営について

保育の実施にあたっては、「新しい日常における保育」対応ガイドライン」に基づき、園内における罹患者やクラスターの発生防止策を徹底し、感染拡大防止の強化を図った上で、適切な保育を実施してまいります。

4 保育料等の取扱いについて

保育料等の取扱いにつきましては、昨年の登園自粛要請期間同様に児童の欠席理由に関わらず、登園した日数に応じて保育料を決定します。算定方法や徴収方法等の詳しい内容は、区ホームページをご確認ください。

【区ホームページ掲載場所】

(1) 認可保育園等

ホーム > 目次から探す > 子ども・教育・若者支援 > 保育 > 保育園の申込み等について > 入園のご案内>新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う認可保育園等の保育料等の取扱い

(2) 認可外保育施設

ホーム > 目次から探す > 区政情報 > 区の紹介・統計情報 > 区の紹介>区からのお知らせ > 新型コロナウイルス感染症の影響による認可外保育施設の保育料の取扱い

※上記(1)(2)ともに「ホーム > お知らせ > 注目情報 > 新型コロナウイルス感染症に関するまとめ > 子ども・子育て > 保育園・児童館等」からもご覧いただけます。

5 保護者の皆様へのお願い

①1月12日以降の保育施設の登園率は85%となっております(詳細につきましては、別添「これまでの保育施設の状況について」をご覧ください)。現状の登園率は、目安としている60~80%に届いていないことから、改めて登園自粛及び保育時間短縮への協力をお願いいたします。

②これまでの保育施設内での感染状況を見ますと、大人を介した感染が多くなっておりま
す。各保育施設では引き続き、感染拡大防止の徹底を図ってまいりますので、ご家庭で

も、引き続き、感染予防（手洗い、咳エチケット、換気、消毒等）へのご協力をお願いいたします。

- ③登園前にお子様の体温を計測し、発熱や咳等の症状がある場合は登園を控え、自宅で休養をとり、体調が回復してから登園してください。また、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園は控えください。
- ④保護者、同居の家族の方で咳や発熱等の症状がある場合もお子様の登園は控えください。
- ⑤送迎の際はマスクの着用、施設内に入るときの手指消毒をお願いします。また、各園で行っております感染症対策には引き続き、ご協力をお願いします。
- ⑥ご家族に体調不良の方、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合や検査の対象になった場合は、お通いの園にお知らせいただき、検査結果もお伝えください。
- ⑦濃厚接触者となった場合は、検査の結果に関わらず、健康観察期間の登園をお控えください。

6 添付文書

「この間の保育施設の状況について」

7 その他

今回の「登園自粛への協力のお願い」は、国の「自治体等から利用を控えるよう依頼があった場合」に相当する、いわゆる登園の自粛をお願いするものです。

【担当】

区立保育園に関すること 電話 03-5432-2319

私立保育園に関すること 電話 03-5432-2320

認定こども園・地域型保育事業に関すること 電話 03-5432-2334

認可外保育施設に関すること 電話 03-5432-2313

保育料等の取り扱いに関すること 電話 03-5432-1200